

【一般クラブ連盟】 規 約

2020改定

第1条 一般クラブ連盟(以下「一般」)は、豊田市バスケットボール協会(以下「協会」)の会則に基づき、活動する。
 一般は、社会体育に貢献し、協会の会則 第三章 第5条、及び同条6項を遵守し、管理・運営を義務とする。
 一般のチーム、及び個人の加盟に関する規定は、加盟・脱会規定に準ずるものとする。

第2条 一般には、次の役員をおく。
 1. 連盟長〔1名〕 4. 総務委員長(事務局)〔1名〕 7. 総務委員〔若干名〕
 2. 副連盟長〔1名〕 5. 競技・運営(報道)委員長〔1名〕 8. 競技・運営委員〔若干名〕
 3. 会計〔1名〕 6. 審判委員長〔1名〕 10. 審判委員〔若干名〕

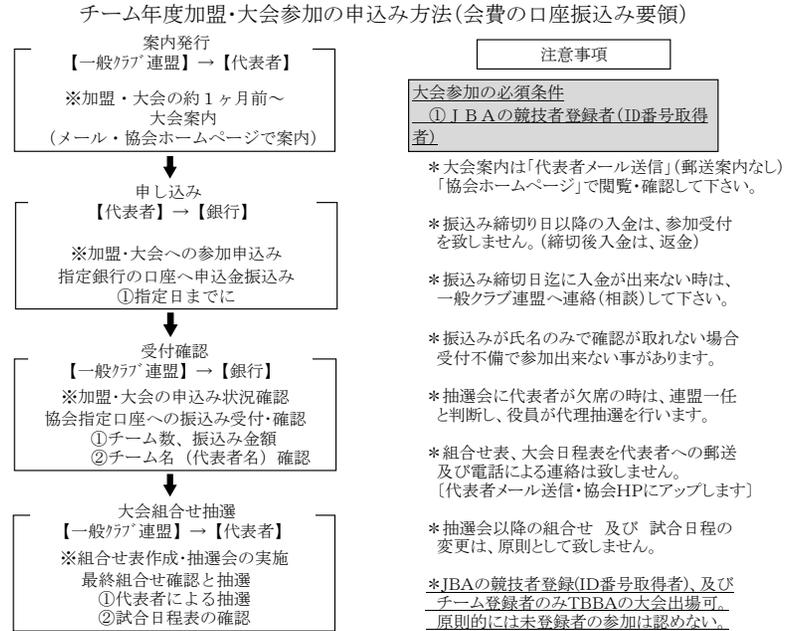
第3条 一般の役員の任期は、2年間とする。但し、留任を妨げない。
 役員が不足した場合は、任意に役員の補充をするものとする。

第4条 一般には次の機関をおき、定期 及び、臨時に開催する。
 1. 定期総会 2. 定期役員会(施行機関) 3. 代表者会議(議決機関) 4. 臨時役員会(緊急機関)

第5条 一般の加盟チームは、必ず チーム代表者(以下「代表者」)をおき、一般に届け出ることを義務付ける。
 代表者は豊田市在住、又は在勤の満18歳以上の者で、チームの選手管理等の全責任を負うものとする。
 代表者は一般の開催する総会、並びに代表者会議に出席することを義務付ける。
 代表者は選手を加盟させる場合、加盟規定 第2条、会計規定 第2条に基づいて手続きをする。
 代表者は一般の主催する大会や行事に滞りなく、参加有無の意志表示をすること。

第6条 一般はJBA選手登録した選手以外の大会参加を認めない。また、2重選手登録や選手の貸借等も禁止する。
 この違反に対しては、臨時役員会を経て、チーム登録抹消や出場停止等の処分を科すものとする。

第7条 一般への加盟、及び大会への参加申し込みについては、次の要領を原則とする。〔未登録チームは、除く〕



第8条 一般クラブ連盟は、災害等の危機管理対応として、役員の臨時緊急組織隊を編成するものとする。

第9条 一般クラブ連盟の規約は、2014年(平成26年)4月5日より制定・施行する。
【改定】 2016年(平成28年)4月2日(第1回)
 2019年(平成31年)4月13日(第2回)
 2020年(令和2年)4月1日(第3回)

【一般クラブ連盟】 大会運営規定

2020改定

第1条 一般の大会は、トーナメント戦方式による市民総合体育大会(体協主催)とリーグ戦方式の市民選手権リーグ大会(一般クラブ連盟主催)の2大会開催とし、JBA登録者(ID番号取得者)以外の参加は認めない。

第2条 市民総合体育大会のトーナメント戦方式に限り、シード権を採用する。〔前年度の市民総合体育大会に於ける成績上位チーム〕参加するチーム数によりシード権の枠数を次の通りとする。

参加数	8チーム以下	8~16チーム以下	16~32チーム以上	32チーム以上
シード枠	2	4	8	16

第3条 試合の棄権は、原則として認めない。やむなく棄権する場合は、必ず一般クラブ連盟に連絡する事を義務とし、連盟長の承諾を得る事を義務付ける。また、各チームは指定試合の審判、及びにオフィシャル・コート責任者を義務とする。

第4条 第3条の棄権、並びに義務違反については、以下の罰則金、及び処分を科すものとする。

項目	棄権 及び 義務の違反(届け出の有無等)	罰則金	処 分
1	指定試合の前日(土曜日)21時迄に一般クラブ連盟の役員に棄権連絡を行い、一般クラブ連盟長の承諾を得た場合の棄権(規定届け出)	0円	無し
2	指定試合の前日(土曜日)21時以降から当日試合迄に一般クラブ連盟の役員に棄権連絡を行い、一般クラブ連盟長の承諾を得た場合の棄権(事前届け出)	0円	注意
3	指定の試合開始時、コートに5人いない場合の棄権(不成立)	0円	警告
4	指定の試合開始時、コートに1人もいない場合の棄権(無届け)	1万円	次年度登録停止
5	指定する試合の帯同審判の責務を怠った時(登録外者の審判も同等)	1万円	警告
6	指定する試合のオフィシャルの責務を怠った時(3名以下の場合も同等)	1万円	警告
7	指定する日程のコート責任者(運営スタッフ)の責務を怠った時	1万円	次大会出場停止

※『注意』『警告』『次大会出場停止』『次年度登録停止』処分については、書面通達(通達書)とする。

第5条 第4条の違反により通達を受けたチームが罰則金、並びに処分を果たさない場合は、次の処分を科すものとする。

- 第4条第2項の棄権については、『注意』処分とする。
- 第4条第3項、第5項、第6項の責務違反を再犯するチームは、『次年度チーム登録停止』とする。
- 第4条第4項の責務違反を再犯するチームは、『チーム登録抹消』とする。
- 第4条第7項の責務違反を再犯するチームは、『次年度チーム登録停止』とする。
- 通達処分を受けたチームの選手・チームスタッフの移籍や新規追加は、処分期間中は出来ないものとする。
- 通達処分を受けたチームが指定された期日までに罰則金の支払いがない場合は、役員会を経て処分する。
- 上記の処分をしばしば行なう、または守れないチームは、役員会を経て『無期限チーム登録抹消』とする。
- その他、大会運営上の著しいマナーやモラルの違反があった場合は、役員会を経て処罰を科すものとする。

第6条 スポーツマン精神に欠ける行為(暴力・暴言等)や協会事業の健全な普及、発展を妨げる行為 並びに、非協力的な行為については、役員会を経て、次の様な処分を科すものとする。

項目	危険 及び 暴力行為の内容	処 分
1	選手・審判に対する暴言、侮辱発言	JBAのルールに基づく
2	選手間の暴力行為	JBAのルールに基づく
3	審判に対する暴力行為	チーム 及び、選手の出場停止(次大会)
4	試合中の危険行為(椅子の投入、投石等)	チーム登録 及び、選手登録禁止(1年間)
5	試合中の危険行為(銃刀物の持ち込み等)	チーム登録 及び、選手登録抹消
6	3・4・5項による暴力傷害行為	チーム登録 及び、選手登録抹消
7	体育館内における民事・刑事事件行為	チーム登録 及び、選手登録抹消

第7条 第5条・第6条の処分を受けたチーム、及び選手は次年度において、新規登録・継続、並びに移籍は出来ない。この違反に対しては役員会を経て、処分を科すものとする。〔最大で「無期登録抹消」、又は「無期出場停止」〕

第8条 チームのユニフォームおよび審判服については現行の(公財)日本バスケットボール協会(JBA)競技規則、および、JBAユニフォーム規則に則して試合での着用を義務付ける。
 一部ローカルルールを採用、TBBAユニフォーム規定、TBBA審判服規定にて着用を義務付ける。

第9条 大会会場のルールに従う事を義務付ける。〔土足禁止、ゴミやたばこは全て各自持ち帰り処置〕

第10条 一般では、団体・個人のスポーツ傷害保険等に加入しないものとし、試合中のケガ等については、一切の責任を負わないものとする。但し、出来る範囲での応急的処置等の協力は行うものとする。

第11条 各大会での規定違反については、大会毎に通達、及び掲示するものとする。

第12条 各大会の競技は、全日数の大会終了後、最終順位の決定を持って成立するものとする。
 尚、大会の運営や成立が困難になった場合は、役員会の協議を経て決定する。

第13条 この大会運営規定は、1993年(平成5年)4月24日より施行する。

【改定】 1998年(平成10年)4月26日(第1回) 2009年(平成21年)4月19日(第6回) 2016年(平成28年)4月2日(第11回)
 2000年(平成12年)4月22日(第2回) 2010年(平成22年)4月18日(第7回) 2017年(平成29年)4月8日(第12回)
 2001年(平成13年)4月21日(第3回) 2012年(平成24年)3月25日(第8回) 2019年(平成31年)4月13日(第13回)
 2003年(平成15年)4月20日(第4回) 2013年(平成25年)4月6日(第9回) 2020年(令和2年)4月1日(第14回)
 2007年(平成19年)4月15日(第5回) 2014年(平成26年)4月5日(第10回)